平成２９年（フ）第５０号
山形県鶴岡市道田町２番30―１号
債務者　富樫　千鶴
1　決定年月日時　平成29年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１５３号
群馬県館林市代官町５番７号　ＭＭＴマンション―303
債務者　松本　雅利
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１５５号
群馬県太田市新野町1116番地１　栗の木ホーム、前住所群馬県前橋市亀泉町21番地７　ＲＣ―103号
債務者　津久井安希
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１６９１号
愛知県小牧市篠岡１丁目６番地　県営篠岡住宅15棟702号
債務者　植村ゆき子こと　ＵＥＭＵＲＡ　ＲＯＳＥＭＥＩＲＹ　ＹＵＫＩＫＯ　ＫＩＫＵＣＨＩ
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２６２号
香川県高松市木太町1805番地11
債務者　太田　友幸
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７２号
福岡県大牟田市大字橘1408番地１　南橘市営住宅７棟208号
債務者　山田　敏彦
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月25日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１１３号
青森県八戸市大字河原木字河原木後34番地３　マンションフジ104号、前住所北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉124番地66
債務者　工藤　伸幸
1　決定年月日時　平成29年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１３８号
青森県八戸市下長８丁目２番７号、前住所神奈川県横浜市鶴見区寺谷１丁目７番10―404号
債務者　小倉　美延
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
青森県八戸市大字類家字縄手下30番地　北村テナントＢ、前住所青森県三戸郡三戸町大字泉山字沢田ノ沢59番地７
債務者　二又　美枝
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１５０号
青森県八戸市高州２丁目23番22号　コーポサンライズＤ号、前住所青森県八戸市一番町２丁目３番地11　エクレール102号
債務者　類家　　進
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５５１号
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番５―541号
債務者　太田　　仁
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７８０号
宮城県多賀城市中央３丁目22番１―11号
債務者　遠藤まどか
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７９０号
宮城県多賀城市高橋３丁目10番25号　ボヌール・メゾン中野栄103
債務者　高橋　　聖
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２０号
仙台市宮城野区幸町３丁目４番15―403号
債務者　松坂　　亮
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５７号
仙台市太白区向山１丁目19番22号　エトワール向山103、従前の住所仙台市太白区緑ケ丘２丁目20番21号
債務者　温井かおり
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
福島県いわき市平下神谷字仲田２番地の１　鈴木マンション８
債務者　森　　隆志
1　決定年月日時　平成29年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
福島地方裁判所いわき支部